住所　埼玉県入間市豊岡１丁目４番30号
孫琦純　昭和50年８月４日生
住所　東京都新宿区上落合１丁目19番５－903号
金幸子　昭和21年10月４日生
孫和善　昭和48年２月28日生
住所　岡山市北区富田町１丁目10番21号
朴則正　昭和52年４月13日生
住所　愛知県知多郡東浦町大字藤江字荒子61番地
姜一奎　昭和41年４月２日生
住所　東京都葛飾区南水元３丁目４番３－303号
姜裕美　昭和57年８月５日生
住所　福井県坂井市春江町高江第１号１番地122
金テス　昭和25年３月６日生
金禮子　昭和29年８月28日生
金和栄　昭和54年10月８日生
金宏和　昭和56年２月25日生
住所　新潟県長岡市柏町１丁目３番25号
金恵　昭和56年11月25日生
住所　和歌山市杭ノ瀬157番地19
李基仙　昭和17年４月２日生
住所　福岡県築上郡築上町大字下別府1678番地２
權由紀　昭和50年５月29日生
權彩香　平成９年７月８日生
權唯香　平成13年10月19日生
權俊輝　平成16年５月１日生

○文部科学省告示第七十号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十二年文部科学省告示第八十五号（平成二十三年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月八日

文部科学大臣　髙木　義明

二の表を次のように改める。

二　期間

期間	受理種目
平成二十三年五月十日から同月十三日まで	国語、地理歴史（地理A、地理B、地図）、公民（現代社会）、保健体育、外国語（英語会話）、商業、福祉の各受理種目
平成二十三年五月十六日から同月十九日まで	地理歴史（日本史A、日本史B）、公民（政治・経済）、芸術、外国語（英語表現Ⅰ）、家庭（家庭基礎）、情報の各受理種目
平成二十三年五月二十日から同月二十五日まで	地理歴史（世界史A、世界史B）、公民（倫理）、数学（数学B）、外国語（コミュニケーション英語基礎）の各受理種目
平成二十三年六月十日から同月十五日まで	数学（数学Ⅲ）、理科（物理、化学、生物、地学）、家庭（生活デザイン、生活産業基礎、服飾文化、ファッション造形基礎、ファッションデザイン、調理、食品）の各受理種目
平成二十三年六月十六日から同月二十一日まで	数学（数学Ⅱ、数学活用）、理科（科学と人間生活、物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎）の各受理種目

住所　横浜市中区元浜町２丁目13番地１
馬徳枝　昭和52年１月17日生
住所　横浜市泉区和泉町2966番地５
馬樂美　昭和55年８月26日生
住所　奈良市田中町369番地２
朴清美　昭和37年７月27日生
住所　京都府宇治市宇治戸ノ内30番地３
金裕子　昭和57年２月27日生
住所　山口県下関市楠乃５丁目８番４号
朴奈津代　昭和54年２月15日生
住所　福岡市東区青葉２丁目14番８－107号
朴竹石　昭和21年12月30日生

○法務省告示第百七十四号

次の市役所及び町役場備付けの戸籍並びに同市役所及び同町役場保存の除籍及び原戸籍が滅失した。

平成二十三年四月八日

法務大臣　江田　五月

宮城県本吉郡南三陸町
同県牡鹿郡女川町
岩手県上閉伊郡大槌町
同県陸前高田市

○農林水産省告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

四　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

五　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

六　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十一号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第四百十一号の次に次の三号を加える。

四百十二　一関東部土地改良区　岩手県一関市千厩町千厩字北方百七十四番地　平成二十二年十一月

四百十三　中はりま森林組合　兵庫県神崎郡神河町寺前二百五十一番地　平成二十二年十一月

四百十四　大館市土地改良区　秋田県大館市字沼館道南四十番地十二　平成二十三年一月

○経済産業省告示第九十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月八日から施行する。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣　海江田万里

附則中「平成二十三年四月十三日」を「平成二十四年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第九十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月八日から施行する。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣　海江田万里

附則中「平成二十三年四月十三日」を「平成二十四年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第九十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月八日から施行する。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣　海江田万里

附則中「平成二十三年四月十三日」を「平成二十四年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第九十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）別表第一第一号、第三号、第十五号、第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月八日から施行する。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣　海江田万里

附則中「平成二十三年四月十三日」を「平成二十四年四月十三日」に改める。